

平成20年

第4回市議会定例会 議案第27号

函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例の一部改正について
函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月4日提出

函館市長 西尾正範

函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例の一部を改正する条例
函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例（昭和27年函館市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第12条」を「第19条」に、「第13条」を「第20条」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校保健法の一部改正に伴い規定を整備するため